

令和 8 年 6 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 8 年 6 月 25 日（木） 午後 1 時半～

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 合意解約通知の報告について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による計画変更許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 5 号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員（11 名）

1 番 櫻 井 正 彦	2 番 赤 石 忠 秋	4 番 石 原 郷 士
5 番 今 泉 達 夫	7 番 木 村 修 一	8 番 清 水 照 夫
9 番 根 岸 千 春	10 番 星 野 邦 夫	11 番 星 野 健 一
12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信	

5. 欠席した農業委員（2 名）

3 番 新 井 茂 6 番 大 澤 恵美子

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 岩 澤 道 行	2 番 大 澤 弘 樹	3 番 大 塚 孝 一
4 番 小 倉 正 範	5 番 小 澤 勝	6 番 蕪 木 久 永
7 番 小 磯 勝 美	8 番 鈴 木 伸 一	9 番 関 口 光 則
10 番 高草木 國 雄	11 番 武 裕 士	12 番 松 井 正 和
13 番 柳 澤 照 雄		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（ 名）

8. 出席した事務局職員（4 名）

事務局長 山 銅 敏 男	係 長 山 本 賢	主 査 金 子 愉 香
		主 任 星 野 佳 那

事務局 それでは、これより令和 8 年 6 月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員 13 名中、現在の出席委員は 11 名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達して
おりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また農地利用最
適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 こんにちは。今回は案件が結構ありますので、みなさんの協力によって、案件が
スムーズに承認される事をお願い致しまして、総会を始めたいと思います。よろ
しくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 8 年 6 月 25 日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 8 年 6 月 25 日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7 番：木村 修一 委
員」と「8 番：清水 照夫 委員」の両名をお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局よ
り説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「合意解約通知の報告について」
次のとおり、合意解約の通知があったので、報告する。
令和 8 年 6 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は 1 件ございます。
番号 1 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり
ます。笠懸町鹿、畑、農用地利用集積計画による利用権の設定(使用貸借)。両者
の話し合いにより合意解約したもの。
以上、1 件につきまして、報告いたします。

議 長 番号1番については、報告事項ですので、報告のみといたします。

議案第2号

議 長 日程第2議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和8年6月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は2件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、畑、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。
番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町荻原、田、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長 番号1番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長 番号2番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

議案第3号

議 長

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和8年6月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。

事 務 局

番号1番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、住宅1棟。当初計画者は、一般住宅用地として許可を受けたが計画を断念した。今回承継者より一般住宅用地として利用したいとの要望があったため申請を行うもの。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸第8区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員

4番、石原です。地図の6番をご覧ください。現場は笠懸のみどモススパの東側の通りを北上し、150m位行きますと、右側に黒い建物があります。その黒い建物の東側です。ちょっと草が生えていますが、周りが住宅地なので何ら問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号2番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、住宅1棟。当初計画者は、一般住宅用地として許可を受けたが計画を断念した。今回承継者より一般住宅用地として利用したいとの要望があったため申請を行うもの。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号2番

議 長

番号2番について、笠懸第8区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員

4番、石原です。地図の6番をご覧ください。先ほど説明しました1番の案件と同じ場所の隣になります。問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

いいいたします。

議 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号2番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号3番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、当初の事業計画、建売住宅用地。計画変更後の事業計画、建売住宅用地。施設概要、住宅1棟。当初計画者は、建売住宅用地として許可を受けたが計画を断念した。今回承継者より建売住宅用地として利用したいとの要望があったため申請を行うもの。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号3番

議 長 番号3番について、大間々第13区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員 12番、星野です。地図の13番をご覧ください。場所につきましては、ご覧いただいている地図の下に相生5丁目の団地がありますけど、そこに出てくるのに、大間々の〇〇スイミングと〇〇の所の信号を右折していただいて、桐生方面へ向かっていただいて県道3号にのります。約1kmほど行ったところの十字路を北にのぼるんですけど、その手前に〇〇パチンコ、電機店の〇〇とかそれを越えまして、〇〇スーパーのところの駐車場の信号を北にのぼります。北にのぼりますと、ご覧いただいている地図の下の方に出ます。およそ5、60mですかね、のぼったところに変則の丁字路がありまして、それを左斜前方へ少しのぼりますと、赤丸の現地になります。現状としては7、8年前までちょっとした野菜をここで作ってまして、その後〇〇開発の看板が出るようになって、今現在草は生えてますけど、そのへんは問題無いと思うんですが、前の家が二階屋の空き家で、裏の家が二階屋で廃墟状態なのでちょっと。建売にするのは問題ないと思うのですが、実際住む人がどうなのか。この辺を全部一体利用でしたら問題はないと思いますけど、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 今回は 14 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。特定建築条件付売買予定地(8 区画)、売買。営業の円滑を図るため土地を探していたところ、申請地を売却してもらえたことになったため申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。建売分譲住宅(8 区画)及び道路用地、売買。業務の一環として建売分譲住宅用地を探していたところ、申請地を譲渡したいとの話があったため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、櫻井です。地図の 1 番をご覧ください。場所は桐生伊勢崎線、〇〇大学の西に昔、〇〇があったところを南に向かって直線距離で 120m 位のところです。柿の木が東側に生えていますが、何ら問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

12 番委員 12 番星野です。施設概要が、建売分譲住宅になっているんですが、転用目的とちょっと違うような気がするんですが。

事 務 局 特定建築条件付売買予定地につきましては、この後協議事項でご説明をさせて頂きたいと思っております。

言葉の齟齬につきましては、書類上の記載方法によりますが、建売分譲住宅については、委員さんご承知のことと思いますが、農地転用事業者が建売分譲住宅を販売する事になります。特定建築条件付売買予定地については、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について、一定期間内に建築請負契約を締結することを約することとなります。

議 長 他に意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、石原です。地図の 2 番をご覧ください。現場は農林業センターの東側ですね。道挟んで、その土地になります。ちょっと不定形な格好なんですけど、周りは住宅地なので、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。
番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。敷地拡張、売買。測量分筆登記を行ったところ、土地の一部(ブロック塀)が越境していたことが発覚したため申請するもの。
番号 4 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、売買。家族が増えたことで広い一般住宅での生活が必要になったため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

議 長 番号3番について、笠懸第7区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、木村です。地図の3番をご覧ください。大間々尾島線を50号を突っ切りまして、線路を渡って〇〇という薬局の手前がテナントになっていて、〇〇まで下って、信号を右に曲がって、2、300m行くと〇〇というパン屋と〇〇といううどん屋の間を右に曲がります。北上しまして〇〇という建築屋さんを見て、その十字路を直進して2、30mのところですよ。野菜を作ったあとはありますが、きれいになっていますので、何の問題も無いと思います。慎重審議の程よろしく願いします。

議 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議 長 番号4番について、笠懸第7区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、木村です。地図の4番をご覧ください。先ほど説明した場所と同じ場所です。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号5番、番号6番についてご説明いたします。
番号5番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。駐車場用地、賃貸借。隣接する農林業センターで働く職員の駐車場として使用するため申請するもの。
番号6番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、売買。住宅建築のための土地を探していたと

ころ、適当な土地が見つかったため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号5番

議 長

番号5番について、笠懸第8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員

4番、石原です。地図の5番をご覧ください。現場は、農林業センターの西側、地産飼育場のあった建物の北側になります。草が生えておりますが、何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号5番について採決をいたします。番号5番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

議 長

番号6番について、笠懸第8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員

4番、石原です。地図の6番をご覧ください。先ほど有りました、5条計画変更で出た申請地なんですけど、現場は同じです。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号6番について採決をいたします。番号6番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号6番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号7番、番号8番についてご説明いたします。
番号7番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、売買。住宅建築のための土地を探していたところ、適当な土地が見つかったため申請するもの。

番号 8 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。店舗用駐車場用地、賃貸借。スーパー来客者が想定より多く、駐車場の拡張が必要と考えられるため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 7 番
議 長

番号 7 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、木村です。地図の 7 番をご覧ください。50 号を前橋方面に右折してもらいます。小学校の裏の信号を斜め右に入って、7、800m 行って〇〇のコンビニのすぐ横の十字路を左に曲がりまして、4、500m を左に曲がります。草もなくきれいになっていますが、何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 7 番の申請は可決いたします。

番号 8 番

番号 8 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、木村です。地図の 8 番をご覧ください。50 号の〇〇のそばです。〇〇の信号を右に曲がりまして 50m くらい。〇〇工業の道 1 本挟んだ裏手になります。草も無くはきれいになっています。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 8 番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号 9 番、番号 10 番についてご説明いたします。
番号 9 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になりま

す。笠懸町鹿、畑。建売分譲住宅用地(15 区画)、売買。建売分譲住宅用地として、環境の良い適地が見つかったため申請するもの。

番号 10 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。耕土堆積用地(一時転用)道路用地、賃貸借。隣接する土地の農地改良をするにあたり、土砂置場及び車両が通れる道がないため申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 9 番
事務局

番号 9 番について初めて取り組みをした案件ですので、補足説明をさせていただきます。この案件につきまして、建売分譲住宅 15 区画という事で、通常ですと、現地確認という事で、当番の委員さんと会長と我々事務局で、見に行くんですけど、これにつきましては、以前から言っていました、建売分譲住宅がなかなかルール通りに行えていないようなところが見受けられたものですから、行政書士及び代表者に来て頂まして、また我々事務局と地元の農業委員、木村委員、笠懸の農地部会の清水委員に立ち会いして頂く中、申請書に基づく細かいところの事業計画について、確認させて頂きました。その結果、社長より、実施計画通りに行いますと、回答を頂きましたので、今回上程させて頂きました。

議 長

番号 9 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、木村です。地図の 9 番をご覧ください。先ほどのスーパー〇〇からまっすぐ直進する道があるんですけど、4、500m ほど行ってすぐ Y 字路を左に曲がります。そこから 200m 位行って、変則の十字路を地図通りに行ったところが場所になります。問題は無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長
番号 10 番

挙手全員として、番号 9 番の申請は可決いたします。

議 長

番号 10 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、木村です。地図の 10 番をご覧ください。JA の関係の施設が 6 区と 9 区の間にあります。施設と線路を挟んだ北側です。地図を見て下さい。草がかなり生い茂って重機が入っていますが問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 10 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 11 番、番号 12 番についてご説明いたします。
番号 11 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。特定建築条件付売買予定地(7 区画)、売買。建売分譲を計画していたところ、住環境に適している土地が見つかったため申請するもの。
番号 12 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。自動車販売店用地、賃貸借。移転先を探していたところ適地が借りられることとなったため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 11 番

議 長 番号 11 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 11 番をご覧ください。杉菜原の集会場から北に上がって、2、30mのところ。草も無くきれいになっています。問題は無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 11 番の申請は可決いたします。

番号 12 番

議 長 番号 12 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 12 番をご覧ください。〇〇を見て、〇〇の道を南下して、50mくらい行ったところにコの字型に入り組んだ土地があって、そこが現地です。草は背丈を超えて大きいのですが、問題はないと思います。慎重審議の程よろし

くお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 12 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 12 番について採決をいたします。番号 12 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 12 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 13 番、番号 14 番についてご説明いたします。
番号 13 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。建売住宅用地(1 棟)、売買。住宅環境が整っている便利な場所が見つかり、地主と売買の合意ができたため申請するもの。
番号 14 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑。太陽光発電施設用地、売買。再生可能エネルギーの事業性の検討及び地域活性化に貢献するため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 13 番

議 長 番号 13 番について、大間々第 13 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 13 番をご覧ください。場所につきましては、計画変更の時に説明した通りです。問題は無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 13 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 13 番について採決をいたします。番号 13 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 13 番の申請は可決いたします。

番号 14 番

議 長 番号 14 番について、東第 4 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、今泉です。地図の 14 番をご覧ください。場所は、国道 122 号、みどり市神戸の信号を右折して、あずま小中学校を右手に通過して、サーカス学校入り口を

通過して、20m位下り坂を行ったところを右折して、〇〇建築作業所を少し過ぎたところが今回の申請地です。特に問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 14 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 14 番について採決をいたします。番号 14 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 14 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会 長 日程第 5 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 8 年 6 月 25 日提出、みどり市農業委員会 会長 小林利信。今回は新規設定が 4 件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

設定する土地は 4 筆あります。

番号 1 番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑となります。

番号 2 番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑となります。

番号 3 番 笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑となります。

番号 4 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

新規設定 4 件の地積合計は、5,478 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和８年６月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和８年６月２５日 午後２時３０分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林利信

7 番委員

木村修一

8 番委員

清水照夫